

# 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年6月12日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年6月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日(月) 13時30分～14時15分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室
3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	3 番	坂本	保男	7 番	森田	優二	9 番 徳永 廣敏
	14 番	吉田	敏郎				

農地利用最適化推進委員 8 名
4. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 5 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 6 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項について
  - 7 報告第 17 号 耕作証明書について
  - 8 報告第 18 号 合意解約について
  - 9 報告第 19 号 非農地判断について
5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥	課長補佐	松崎	邦寿
主 査	前川	俊司	主 査	松永	ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は議会のため井上事務局長が欠席となります。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、3番 坂本委員 7番 森田委員 9番 徳永委員 14番 吉田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者4名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員は8名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、6月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いいいたします。

議長 はい、こんにちは。

全委員 こんにちは。

議長 いよいよ田植えも近くなって、皆さんお忙しい最中だとは思いますが、今日は吉無田の方に現地立会がありますので、都合のつく方は参加してください。会計報告が皆さんありますけど、そのなかで、旅行積立がありますけども、11月頃を予定しています。今日は、準備をしておりませんので、次回にでも選択権を皆さんに諮りたいと思います。1泊研修の方も大体8月頃だったかな。

事務局 はい。

議長 それでは、議事録署名委員に12番 福島委員、13番 竹崎委員よろしくお願いをいたします。それでは、議案第22号をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

《議案第22号を説明》

議長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①について担当委員が休みですので事務局からお願いいたします。

事務局 はい、6月1日に事務局と申請人と現地確認を行ないました。まずは場所の説明を致します。説明資料の4ページをご覧ください。国道〇〇号線を御船から益城方面にわたってコンビニエンスストアから〇〇方面に向かった町道〇〇線沿いの農地になります。現地の写真は5ページになります。栗を植えており今管理されております。こちらの方については、現地を私た

ちで確認いたしました。あと、説明資料の3ページをご覧ください。こちらにありますように第2項の1~7号に該当する要件については、すべて満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。こちらについては、皆さんのご審議を宜しくお願いします。

議長 はい、それでは、ただいまの説明に対してご質問・ご意見はありますでしょうか。それでは、ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番これは竹崎委員の担当ですので、お願いします。

13番 5月30日に事務局の方2名と川部推進委員と申請人で現地を確認しました。〇〇さん(譲渡人)から〇〇さん(譲受人)への移転です。現地は8ページを見てください。〇〇の眼鏡橋を渡って町道が2本通っているのですが、ちょうどその間になります。取得後は、畑地で栗が植わっているのですが、ここを効率的に耕作を行なうとのことでした。今栗が植わっているのをそのまま開発するとのことでした。本人の本心を言えば、この青い〇〇線と申請地との間に法面があり竹が植わっているんです。9ページの写真を見てください。ここには、近くの竹が植わっている写真が無いのですが、この青い線と申請地の間の法面には竹がいっぱい植わっているんです。見られた感じで何にもないのですが、ここの第2項の1号から第7号まではすべて要件を満たしておりまして何ら問題ないと思います。皆さんのご審議のほどをどうぞ宜しくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。公園？

13番 竹を切って、公園みたいにきれいにしたい。

議長 その法面のところも畑の一部ですか。

13番 ここでは三角にしてあるのですが、法面が道路まで延びているんですよ。

議長 はい、他にご質問、ご意見ありませんでしょうか。

8番 特に意見なし

議長 それでは、ないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、それでは、全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして申請番号③番、これについても事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。こちらの方ですが、6月1日に事務局と農業委員と推進委員と申請人とで現地確認を行ないました。まずは場所の説明をいたします。12 ページをご覧ください。ちょうど真ん中ほどにあります。ちょうど有限会社〇〇からちょっと斜めに向かったところで基盤整備区域になります。この本人が譲渡人から譲受人に利用権設定がされているところです。これにつきましては、叔父から甥に土地自体の所有権を渡そうということであげられている分になります。もうすでに機械等も本人が所有しており、農業もされております。こちらにつきましては、11 ページにありますように第2項の1～7号に該当する要件については、すべて満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。こちらについては、皆さんのご審議を宜しくお願いします。

議 長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対してご質問・ご意見はありますでしょうか。これは、合意解約とかは出ているのか。

事務局 利用権の設定をしているからですね。

議 長 手続上で問題ないならいいけど。

事務局 譲受人が父親の〇〇さんで利用権がされているので、亡くなっておられるので、これについては、確認いたします。本人が亡くなっているの、息子に代えるということで今回あがっております。こちらの合意解約については、こちらで整理しておきます。

議 長 分かりました。他にご質問ご意見ありませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番これは2番 荒木委員になりますので説明をお願いします。

2 番 先月30日、事務局と松原委員と代理人と現地確認をいたしました。現地は、16 ページをお開きください。場所は、町道〇〇線と〇〇1号線と書かれていますが、多分、北中島の真下の県道だと思います。逆の方向に行ったところがマミコウのトン

ネルがありまして、それを益城側から見て、行って 500m くらい入ったところになります。ちょっと見づらいと思いますが、17 ページから 20 ページが現地の写真です。これは、生前贈与、相続です。親子間の相続になります。相続なので、第 2 項の 1 号から 7 号までは何ら問題ないと思いますが、皆様の審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして議案第 23 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。

《議案第 23 号を説明》

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から担当の 5 番藤岡委員、説明をお願いします。

5 番 資料の方の 24 ページをお開きください。場所は、甲佐町に行く新しい道路にあります、そばの土地になります。5 月 29 日に森田委員、永本委員、申請の代理の方と事務局とで現地の方を確認いたしました。こちらの農地区分は第 2 種農地です。畑 1 筆の 2,586 m<sup>2</sup>になります。申請者は、町内で電気工事や土木工事をしている法人で、今も資材置場があるそうですが、手狭になってきたので、資材置場を探して今回の申請になっております。26 ページの写真をご覧ください。3 番の写真でもう既に資材等を置かれたことがあったらしく、小屋が建っております。こちらについては、始末書の方が添付されております。資料の 22 ページに戻って下さい。資材置場になりますので、排水関係、生活排水、汚水などは出ませんので、そのまま自然浸透ということになります。隣接地についても特に影響はないと思います。よって、1～10 において該当するところは適当と判断いたします。以上のようなことから、総合判断として許可相当と判断しますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見ございませんか。

7 番 ありません。

議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可いたします。続きまして、申請番号②番、これも 5 番 藤岡委員ですのでよろしくお願いします。

5 番 資料の方の 32 ページをお開きください。こちらの方も 5 月 29 日に森田委員、永本委員、申請者の代理の方と事務局とで現地の方を確認いたしました。こちらは、〇〇葬祭場の隣、ディスカウントストアの隣、前回、私が無断で看板が立っていたという土地になります。こちらの農地区分は第 3 種農地で、都市計画用途地域になります。広さは田 1 筆 895 m<sup>2</sup>、申請者は、個人の方ですが、共同住宅建設用地を探されていて、御船の中では一番一等地ではないでしょうか、こちらの方の場所で決められて共同住宅を建てられるそうです。33 ページをご覧ください。建設予定図ですけれども 8 階建ての建物をつくるということで、まだ後ろの方に農地があるので、日当たりとかどうなんだろうかと、委員の方も心配しましたが、建物は〇〇号線の方に寄せて建つということで、後ろは駐車場にするということで、申請者の代理人の方は大丈夫だということをおっしゃってました。個人で建てられますので、周りの方の許可がいるということはないのでそのまま建設が進むかと思いますが、出来たら 8 階建てがいきなり建つと、近隣の方がびっくりされるので、最初に看板を立てたように住宅建設予定地とでも看板をワンクッション立てられた方が、周りの方のお知らせになるのではいいのかなというご提案はしました。私たち農業委員が、8 階建てが建つよ、建つよと周辺を回るわけには行けないので、そのような対応はしてくれとお伝えしました。それでは、30 ページに戻って下さい。排水関係は、雨水は、敷地内に集水桝で集水した後に、東側の水路へに、汚水、生活雑排水の方は、下水道がありますので、そちらの方に接続されます。一般基準の 1~10 において該当する箇所は適当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、8 階建て、御船で似合わない建物ですね。誰が住むとだろ。

5 番 8 階建て 36 戸、けどあんまり

- 議 長           この敷地に建物を建てるのなら、駐車場は取れんとじゃない。  
5 番           駐車場は、36 は取れない。それじゃどうするんですか？とい  
                  いながらですね。後ろの方の農地が少し駐車場に代わっていく  
                  のかなと想像はしています。
- 8 番           ここら辺はすべて売れてしまう。  
議 長           はい、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。別にここで8  
                  階建てとかは問題ないわけ。
- 事務局           一応、開発審査会の方は、既に通過しています。建ぺい率は問  
                  題ないからですね。
- 議 長           はい、ご質問ご意見が無かったならば許可相当と思われる方の  
                  挙手をお願いします。
- 全委員           (全員挙手)  
議 長           はい、それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして、  
                  申請番号③番、これも 5 番藤岡委員ですのでよろしくお願い  
                  します。
- 5 番           場所の方は、38 ページをお開きください。中学校のグラウン  
                  ドがありますね、以前転用がされて住宅が何軒か建設されてい  
                  るところの隣接の農地になります。ここも 5 月 29 日に現地の方  
                  を確認しております。農地区分は第 3 種農地、都市計画用途  
                  地域になります。田 1 筆の 1,861 m<sup>2</sup>です。39 ページ、40 ペー  
                  ジをお開きになると、個人の方ですが、共同住宅の建設を計画  
                  されております。39 ページのように 2 棟 2 階建ての建物を計  
                  画されております。1 つは 12 戸、もう一つが 6 戸入る計 18 世  
                  帯が入る建設予定のようです。隣接、まだ残りの農地が残ります  
                  ので、隣接の境界には擁壁及びコンクリートブロックを設置  
                  して土砂の流出を防止するとおっしゃっていました。36 ペー  
                  ジに戻って下さい。排水関係は、雨水は、敷地内に浸透枡と集  
                  水枡を設置してオーバーフロー分は少し水路に放流すること  
                  になっています。生活排水・汚水等は、西側に下水道がありま  
                  すので接続されるそうです。ただ、その間に水路があるんです  
                  が、その水路の下を通って下水の方に接続するという工事の方  
                  をそういう工事が出来るそうで、そういう風にしますとおっし  
                  ゃっております。一般基準の 1~10 について該当する箇所  
                  はすべて適当であると判断いたしました。総合判断として許可  
                  相当と判断いたしますので、皆様のご審議をよろしく願いま  
                  す。

議 長  
5 番

はい、ありがとうございました。個人ですか。  
個人です。不動産屋さんとかが窓口とかになるのではないかと  
思いますが、一応個人の方が。

議 長  
全委員  
議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。  
(全員挙手)

12 番

はい、それでは全員賛成で許可といたします。続きまして、申  
請番号④番、これは 12 番 福島委員ですのでよろしくお願い  
します。

6 月 2 日に田中推進委員と事務局と申請者の代理人と一緒に  
現地を確認しております。場所につきましては、御船高校の北  
側、若葉保育園のところの高校の横に来る道のところになりま  
す。44 ページを開いてください。ここに地図がありますけれ  
ど、資料をそのまま見ますと右側に御船高校、上の方に若葉保  
育園があります。町道から入ったところの場所になります。こ  
の付近は、田んぼがあんまりないと思ったんですが、かなりま  
だ残っていきまして、その一部を使う、45 ページに配置図、46  
ページに写真があります。写真の上の方に道路が見えますけど、  
これが高校のすぐ横の道路になります。そこから入っていくと  
いうことになります。建物としては、2 戸、2 階建が建つとい  
うことになります。ちょっとこの平面図からいくと、どこに家  
があるから見えにくいんですけども、ちょうど写真の木倉の○  
○地番がありますけれども、ここの家の前位に一戸、あと左の  
奥の方に一戸建つというふうな格好になります。ここの手前の  
方の一つが 4 戸、奥の方が 8 戸分ということで、2 階建で 12  
戸分を建てるということになっております。42 ページに戻っ  
ていただきたいと思いますが、農地の区分としましては、第 3  
種農地、都市計画法の用途地域ということでありまして、面積と  
しましては 4 筆の 1,348 m<sup>2</sup>になります。ここの排水につきま  
しては、敷地内の排水は、浸透枡、集水枡を、オーバーフロー  
分を一番手前の水路に流す。上下水道については、町の上下水  
道がありますので、それを使用するということでもあります。申  
請人は、大分県の個人です。共同住宅には非常にいいのではな  
いかということであの土地を選んだということですのでございま  
す。一般基準の 1~10 の該当する箇所につきましては、十分満た  
しておりますので、許可相当だと思っております。皆様のご  
審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。水利組合の添付書類はみんな  
ついてるとね。

事務局 はい。

議 長 はい、それでは許可相当と思われる方の挙手をお願いします。  
全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で許可と  
いたします。続きまして議案第 24 号を提案いたします。事務  
局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 5 ページをお願いいたします。  
《議案第 24 号を説明》

議 長 はい、それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意  
見ございませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。は  
い、ありがとうございます。続きまして、報告第 17 号から通  
して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 12 ページをお願いいたします。  
《報告第 17 号を報告》  
議案書の 15 ページをお願いいたします。  
《報告第 18 号を報告》  
議案書の 17 ページをお願いいたします。  
《報告第 19 号を報告》

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、今までの報告につ  
いて、ご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、  
本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

12 番

㊞

13 番

㊞